

赤穂市立幼稚園預かり保育事業のご案内

実施園に通園する園児について、保護者等が仕事や入通院等により赤穂市立幼稚園の教育時間以外の時間に、家庭で保育ができない場合に幼稚園で保育を行います。

■ 実施園等

| クラス | 実施園 | 実施形態 |
|------------|------------------|---|
| 3歳児 | 赤穂・塩屋・尾崎幼稚園 | 通年預かり保育（年間もしくは1月単位で利用する場合）のみ ※一時預かり保育はなし |
| 4歳児 5歳児 | 赤穂市立幼稚園 10園全て | 通年預かり保育（年間もしくは1月単位で利用する場合） 一時預かり保育（一定期間または断続的に1日単位で利用する場合） |

■ 実施日時

- (1) 実施日 次に掲げる日を除いた月曜日から金曜日まで
- ・土曜日、日曜日、祝日、12月29日～翌年1月3日
 - ・警報やインフルエンザ等により幼稚園を休業する日（学級閉鎖も含みます。）
- (2) 実施時間 午前7時30分から午後6時までの教育時間を除く時間

■ 預かり保育料等

預かり保育料 日額450円

※預かり保育料のほか飲食物、教材等に係る諸経費を別途徴収いたします。

■ 預かり保育料の無償化について

下記の「保育を必要とする事由」に該当し、「保育の必要性の認定」を受けることで、預かり保育料が日額450円まで無償となります。（最大月額11,300円まで無償）

「保育の必要性の認定」を受けるには、認定の申請が必要となりますので、通園する幼稚園で申請手続きを行ってください。なお、預かり保育料以外の諸経費は無償化の対象外です。

○ 「保育を必要とする事由」について ※以下は赤穂市の場合です。

父、母2人とも（ひとり親家庭等の場合は該当する方のみ）が次のいずれかの事由に該当する必要がある。

| 事由 | 保護者の状況 | 「保育の必要性の認定」期間 |
|--------|---|--------------------------------|
| 就労 | 1日4時間以上実働する日が月16日以上、合計月64時間以上の労働を常態としている。 | 小学校就学前まで (左の状況が継続する場合) |
| 妊娠・出産 | 妊娠中または出産後間がない。 (産前・産後それぞれ約8週間以内) | 出産日から数えて8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで |
| 疾病・障がい | 病気または負傷している、精神または身体に障がいがある。 | 小学校就学前まで (左の状況が継続する場合) |
| 介護・看護 | 同居の親族（長期期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護または看護している。 | 小学校就学前まで (左の状況が継続する場合) |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。 | 小学校就学前まで (左の状況が継続する場合) |
| 求職活動 | 求職活動を継続的に行っている。 | 認定開始日から90日を経過する日が属する月の末日まで |
| 就学 | 大学・専門学校、職業訓練校に通学している。 | 卒業予定日（修了予定日）が属する月の末日まで |

※事由に該当しなくなった場合は、その時点で無償化の対象外となります。また、利用申込時から変更があった場合は変更手続きが必要となりますので、速やかに幼稚園にご連絡ください。